

健高施 第 443 号
令和 6 年 5 月 1 日

市内高齢者施設 管理者 様
市内介護事業者 管理者 様

横浜市健康福祉局 高齢施設課長
介護事業指導課長

新型コロナウイルス等の感染症対策について（通知）

日頃から本市の新型コロナウイルス等の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置付けられており、本市では高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について（通知）」（令和 5 年 4 月 28 日健高施第 685 号）、「新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を踏まえた対応等について（通知）」（令和 5 年 8 月 18 日健高施第 2441 号）及び「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の対応等について（通知）」（令和 5 年 9 月 27 日健高施第 3026 号）により、感染対策の徹底、医療機関との連携等をお願いしてきたところであります。

大型連休も始まり、人々の行動が活発化し、人と人との接触機会も増えることが予想されるため、基本的な感染対策の徹底など、改めて以下のことについてご対応をお願いします。

感染拡大を防止しながら日常生活を維持するため、引き続きご協力の程お願いいたします。

1 基本的な感染対策

高齢者施設等では重症化リスクが高い高齢者が多く生活されています。引き続きマスクの効果的な着用、適切な換気等の基本的な感染対策について徹底をお願いします。

2 発生時の対応と所管課への報告

新型コロナの感染者や感染の疑いがある利用者のケア等にあたる場合には、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省・別添資料 1）」を参考に、適切な防護具を選択の上対応していただくようお願いします。

あわせて、施設内でクラスター等の感染（報告が必要な状況については、以下【連絡について】を参照）が発生した場合には、引き続き保健所及び本市所管課への報告をお願いします。報告の内容に応じて、保健所より適宜感染対策指導を行います。

【連絡について】

- ・保健所（各区福祉保健センター）へ報告が必要な状況（①から③のいずれかに該当する場合）
 - ① 新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
 - ② 10人以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合
 - ③ ①及び②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ・保健所へのメール報告の際に、健康福祉局高齢健康福祉部コロナ発生報告メールアドレス（kf-corona@city.yokohama.jp）をCCに入れてください。
- ・報告の際は、最新の報告様式（別添資料2）を使用いただきますようお願いいたします。

3 医療機関との連携

感染拡大時には、地域の医療ひっ迫の状況等に応じ、軽症の患者等は施設内で療養いただくなどの対応が必要となります。感染者への早期の治療介入に備え、往診及び入院の調整を依頼できる協力医療機関を事前に確保していただくよう、引き続きの取組をお願いします。

【協力医療機関に対応していただく内容】

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

4 研修・訓練の実施等

適切な感染管理を行い、感染症への対応力を高めるため、全職員に対し感染症予防及びまん延防止のための研修及びクラスターの発生等のパターンを想定した訓練の実施をお願いいたします。

本市でも高齢者施設等を対象に、感染症対策に係る研修を実施する予定です。実施の詳細については、決定次第お知らせします。

5 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続に向けた取組の強化について、感染症が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画（BCP）の策定が義務付けられています。計画の策定及び必要な措置について取り組んでいただくようお願いいたします。

6 衛生資材、抗原検査キットの備蓄

感染者が発生した場合に早期に対応できるよう、抗原検査キットの備蓄をお願いいたします。あわせて、衛生資材の備蓄に努めていただくようお願いいたします。

7 退院患者の介護保険施設における受入促進

高齢者の適切な療養環境と地域の医療提供体制を確保するためには、退院患者の介護保険施設での受け入れが引き続き重要となっています。症状が軽快し感染リスクが低下しており、退院可能と医師が判断した高齢者については、陰性確認の有無にかかわらず高齢者施設において適切に受け入れていただくようお願いいたします。

※ 「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」、「退院支援ショートステイ事業」及び「陽性高齢者ショートステイ事業」については、令和6年3月末をもって事業を終了いたしました。

なお、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」については、令和5年度（令和6年3月31日）までに発生した経費が補助対象となりますが、申請時期については決まり次第お知らせいたします。詳細は本市webページをご確認ください。

(URL)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/teikyoutaiseikakuho.html>

<担当>

横浜市健康福祉局

高齢施設課 TEL 045-671-3923

介護事業指導課 TEL 045-671-2356